

令和元年度 第10回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

令和元年度第10回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和2年1月30日 14時00分	場 所	わくわくセンター (農村環境改善センター)
出席委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美 3 前田 榮子 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員			
出席者 総 数	出席委員 8名 欠席委員 0名		
その他 出席者	書 記 泊野 秀三 書 記 寺西 修 書 記 久保 彰浩		
議事録 署名委員	6 村上 浩司 7 田中 正彦		
提出議題	議事 議案第 47 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第 48 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第 49 号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第 50 号 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について 議案第 51 号 非農地証明の申請について 議案第 52 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 53 号 農業振興地域整備計画の変更について 協議事項 ・農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会について ・産直市造成の要望について ・女性の1人農業者への案内について		

令和元年度第10回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

寺西書記 定刻になりましたので、只今から令和元年度第10回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は8名中欠席者数0名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することをご報告いたします。

また、議事録作成のため、本会議を録音しますことをご知らせします。それでは、最初に会長がご挨拶申し上げます。

2 議事録署名者の指名について

議長 今年最初ということで、この後は新年会もあります。よろしくお願いいたします。

それでは、日程第2の議事録署名者の指名でございますが、本日の議事録署名者につきましては6番の村上委員と7番の田中委員を指名させていただきます。なお書記に、泊野事務局長、寺西書記、奥原書記、久保書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議長 それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局から何かありますか。

寺西書記 特にありません。

議長 それでは、日程第4の議案第47号農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

寺西書記 お手許に現地確認チェックシート及び現地写真をお配りしていますので、併せてご覧ください。議案の3ページをご覧ください。

番号1。贈与人、●●●●。住所、呉市_____。受贈人、▲▲▲▲。住所、呉市_____。所在地、大柿町柿浦_____。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、389㎡。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、351㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、266㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、740㎡。

申請理由は贈与で、受贈人は「農業法人として、効率的に運営するため、受贈する。」ということでした。

以上のことから、この申請は適当であると思います。ご審議をお願いします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

村上委員 大柿町の村上です。今、事務局が言われた通り間違いありません。また、写真を見ていただいたらわかるんですけど、きれいに整備されておられました。よろしくお願ひします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、1番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事でございますので、許可とします。以上で3条の審議を終わりますして、議案第48号の農地法4条の許可申請について、事務局から説明願ひします。

寺西書記 番号1。追認の案件です。申請人、●●●●。住所、能美町_____。所在地、能美町中町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、宅地。面積、122 m²。
申請理由は、「40年以上前に当該地に住宅を建築して居住しており、固定資産税は宅地として賦課されていることから登記も宅地であると思ひ込んでいたが、当該地が農地であることが判明し、適正な地目に変更するため、顛末書を添付の上、申請する」ということでした。
ご審議をお願ひします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思ひます。

田中委員 能美の田中です。事務局の言われた通り、間違いございません。よろしくお願ひします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この1番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事でございますので、許可とします。以上で4条の審議を終わりますして、議案第49号の農地法5条の許可申請に

ついて、事務局から説明してもらいます。

寺西書記

審議に先立ちましてお知らせがあります。12 ページをご覧ください。

番号4につきましては、貸人が令和2年1月16日に亡くなられたことで当事者不在となっております。現在遺族の方で本申請の継続について調整中ということをお伺っておりますので、農地法に係る事務処理要領第4の1の(3)のイに定める双方申請の形骸をなさないため、本日の議案から削除します。本案件につきましては双方申請の体裁が整い次第申請を受け付けることとします。また、審議の進行上、項番を繰り上げず議事を進めさせていただきますことをご了承ください。

番号1。貸人、●●●●。住所、大柿町_____。借人、_____。住所、大柿町_____。所在地、大柿町大原_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに田。面積、438 m²。

申請理由は使用貸借で、借人は「居宅建設用地として、借り受ける」ということでした。木造2階建て 建築面積115.72 m²の住宅を建築予定です。使用貸借期間は永年です。

ご審議をお願いします。

議長

この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

中福委員

先日現地に行って参りました。現状はあとは家が建つばかりとなっていて、どうしてこの場所がずっと農地だったのだろうと思いましたがけれども、今回こういった申請で宅地にされるといふことですので、許可せざるを得ない案件だと思います。よろしくお願いいします。

議長

他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員

意見、質問無しの声あり。

議長

無いようでしたら、この1番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員

異議無しの声あり。

議長

全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。次、お願いします。

寺西書記

番号2。貸人、●●●●。住所、江田島町_____。借人、▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、江田島町津久茂_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,006 m²。

申請理由は賃貸借で、借人は「太陽光発電設備設置のため、借り受ける」ということでした。パネル324枚 発電量49.5kwの設備を設置予定です。賃貸

借期間 20 年間です。

ご審議をお願いします。

議長 この 2 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町の農業委員の山田です。現地確認に、1 月 18 日に事務局の奥原さん、推進委員の中田さん、そして私で行っております。もう現地はきれいに整備されて、草も刈ってちゃんと管理されております。日当たりもよく、周りにも影響はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この 2 番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事でございますので、許可とします。次、お願いします。

寺西書記 番号 3。貸人、●●●●。住所、江田島町津久茂_____。借人、▲▲▲▲。住所、大柿町_____。所在地、江田島町津久茂_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,010 m²。

申請理由は賃貸借で、貸人は「高齢かつ後継者不在のため耕作困難となり、貸し付ける」。借人は「太陽光発電設備設置のため、借り受ける」ということでした。パネル 324 枚、発電量 49.5 k w の設備を設置予定です。賃貸借期間 20 年間です。

ご審議をお願いします。

議長 この 3 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町農業委員の山田です。この農地について、1 月 18 日に事務局の奥原さん、推進委員の中田さん、そして私の 3 人で行っております。場所としては、さきほどの案件より近いところなんです。青年の家の周辺の農地になります。ここも、周辺にあまり迷惑をかけるようなところではないし、許可していただけたらと思います。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この3番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事でございますので、許可とします。次、お願いします。

寺西書記 番号5。譲渡人、●●●●。住所、広島市_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、大柿町飛渡瀬_____。所在地、能美町中町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、649㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、576㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「太陽光発電設備設置のため、譲り受ける」ということでした。パネル324枚、発電量49.5kwの設備を設置予定です。賃貸借期間20年間です。

ご審議をお願いします。

議長 この5番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美町の田中です。さきほど事務局が言われた通り、間違いございません。よろしく願いいたします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この5番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。以上で5条の審議を終わりました。議案第50号の農地法5条の規定による許可後の延期承認申請について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 番号1。申請者、●●●●。住所、福山市_____。所在地、大柿町大原_____。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに田。面積、714㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに田。面積、601㎡。

申請理由は、「太陽光パネル他資材の度重なる納入（輸入）の遅延、またそれに伴い他への在庫確保に時間を要してしまったため」ということでした。

工事予定は、着工が平成30年12月26日で完了は令和元年6月25日となっております。パネル324枚、発電量49.5kwの設備を設置予定でした。また本委員

会の許可は平成 30 年 12 月 26 日付指令江農委第 66 号で許可の案件です。

なお、今後の予定は、着工が令和 2 年 3 月 1 日で、完了が令和 3 年 2 月 28 日で完成の予定です。

現地の方は、私と奥原で確認に行きまして、着工をしてないことを確認しております。

議長 この 1 番の案件について、皆さんの意見を伺いたいと思います。他にご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この 1 番の案件について履行延期を承認することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、履行延期を承認します。以上で 5 条の規定による許可後の延期承認申請についての審議を終わりました。議案第 51 号の非農地証明の申請について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 番号 1。申請人住所、呉市_____。氏名、持分 30 分の 19 ●●●●。広島市中区_____。氏名、持分 30 分の 5 ▲▲▲▲。呉市_____。氏名、持分 30 分の 5 ■■■■。呉市_____。氏名、持分 30 分の 1 ◆◆◆◆。所在地、大柿町大君_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、山林。面積、1,389 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、622 m²。

申請理由は、「相続及び時効により当該農地を取得したが、取得当時から未利用のままで現在に至っており、現在は山林となっている」ということでした。地目変更のため申請するものです。

1 月 9 日に、大段会長、中福委員、胡子推進委員、奥原書記、久保書記で現地確認を行いました。

ご審議をお願いします。

議長 この案件について、農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

中福委員 大柿町の中福です。現地に行って参りましたが、現地写真のとおり木が生い茂っていて、これは農地とは言えない状況でした。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。

田中委員 すいません、審議には直接関係ないかもしれませんが、申請理由のなか

の時効取得とはどういう意味でしょうか。

寺西書記　この農地に、申請人である●●さんが抵当権を設定されていたみたいなんです。抵当権を抹消するときに、抵当権でそのまま土地を渡すという形になっていたそうです。この度非農地の申請をして、農地から山林になりますので、きれいに整理されるということでしたので、よろしくお願いします。説明が足りず、申し訳ありませんでした。

田中委員　わかりました。

議長　他にご意見、ご質問はありませんか。

委員　意見、質問無しの声あり。

議長　無いようでしたら、この案件について証明することに異議ありませんか。

委員　異議無しの声あり。

議長　全員証明することに異議が無いという事ですので、証明を可とします。
以上で非農地証明の申請についてを終わります。議案第52号の農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記　審議に先立ちましてお知らせがあります。
番号2と3につきましては、令和2年1月27日に当事者である利用権を設定する権利者の■■さんが亡くなったため、双方の意思決定が確認できない状況になってしまっております。この案件についても双方申請の形骸をなさないため、本日の議案から削除し、申請の体裁が整い次第改めて審議させていただきます。

番号1、利用権を設定する農用地、所在地、能美町高田_____。現況地目、畑。面積、1,174㎡。利用権を設定する者。住所、氏名。能美町_____。●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、能美町_____。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類、使用貸借権。利用権の内容、果樹。始期、令和2年2月1日。終期、令和12年12月31日。借賃なし、期間は10年11ヵ月です。新規の案件です。番号1のみの審議となります。

以上で説明を終わります。

議長　この案件について、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見、ご質問はありませんか。

委員　意見、質問無しの声あり。

- 議長 無いようでしたら、この計画について、決定することに異議ありませんか。
- 委員 異議無しの声あり。
- 議長 全員異議が無いと言う事ですので、番号1のみを決定とします。
以上で農用地利用集積計画の決定についてを終わりました、議案第53号農業振興地域整備計画の変更についてを、事務局から説明してもらいます。
- 寺西書記 2件を農用地から除外するものです。位置番号1は宅地にするためのものです。2は墓地にするため農用地から除外するものです。
以上で説明を終わります。
- 議長 この案件につきまして、みなさんの意見を伺いたいと思います。他にご意見、ご質問はありませんか。
- 委員 意見、質問無しの声あり。
- 議長 無いようでしたら、この計画の変更につきまして、意見無しで回答することに異議ございませんか。
- 委員 異議無しの声あり。
- 議長 全員異議が無いと言う事ですので、意見無しでの回答とします。
- 5 協 議 事 項
- 議長 以上で農業振興地域整備計画の変更についてを終わりました、日程第5の協議事項に入ります。事務局から何かありますか。
- 寺西書記
- ・ 農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会について
 - ・ 産直市造成の要望について
 - ・ 女性の1人農業者への案内について
- 6 そ の 他
- 議長 他に何かございますか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了します。